平成２１年（フ）第６３６３号
大阪市中央区博労町２丁目４番11号
破産者　株式会社アイ・シー・アイ
1　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
2　一般調査期日　平成22年10月22日午後１時30分
平成22年７月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７０号
神戸市須磨区高倉町２丁目１番24―403号
破産者　大橋　克惟
1　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
2　一般調査期日　平成22年10月７日午後１時30分
平成22年７月８日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５号
滋賀県守山市今宿２丁目９番17号　トワイライト・アヴェニュー203号室、住民票上の住所滋賀県大津市坂本１丁目10番41号
破産者　川又　良次
1　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
2　一般調査期日　平成22年９月24日午前10時30分
平成22年７月９日　　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７６号
大阪府吹田市岸部中１丁目10番Ｂ―５号
破産者　谷口　良幸
1　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
2　一般調査期日　平成22年９月30日午後４時
平成22年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２５号
埼玉県さいたま市浦和区高砂２丁目６番17号
破産者　株式会社松本時計店
1　破産債権の届出期間　平成22年８月24日まで
2　一般調査期日　平成22年10月４日午後３時30分
平成22年７月６日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
埼玉県和光市下新倉４丁目22番17号　ハウス山崎２号
破産者　杉本　征也
1　破産債権の届出期間　平成22年８月31日まで
2　一般調査期日　平成22年10月５日午後３時15分
平成22年７月６日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１３４号
山口県柳井市中央１丁目９番11号
破産者　株式会社鶴屋
異議申述期間　平成22年８月18日まで
平成22年７月９日　山口地方裁判所岩国支部

平成２０年（フ）第４５１号
熊本県菊池郡大津町大字瀬田985番地
破産者　西本建設株式会社
異議申述期間　平成22年８月30日まで
平成22年７月８日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８８１号
大阪市西成区南津守７丁目９番１―203号
破産者　大成　雄秋
異議申述期間　平成22年９月２日まで
平成22年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３６号
大阪市東成区玉津２丁目６番２号
破産者　左近　幸子
異議申述期間　平成22年９月２日まで
平成22年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第３７７号
山口県宇部市新町７番19号
破産者　和田　衡二
1　異議申述期間　平成22年９月２日まで
2　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
平成22年７月９日　山口地方裁判所宇部支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３号
沖縄県宜野湾市嘉数１丁目３番７号
破産者　伊添　一成
免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
平成22年７月９日　那覇地方裁判所沖縄支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１６８号
愛知県一宮市森本４丁目７番20号　ハイツ森本101号
破産者　山脇　光好
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１００１号
岩手県紫波郡紫波町赤沢字女牛42番地３
清算株式会社　白竜石灰化工株式会社
清算人　金田　雅士
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所第２民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１００７号
広島市安佐北区安佐町大字毛木523番地の３
清算株式会社　株式会社美和
清算人　林　　英明
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　別紙記載の各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権元本及びこれに対する協定日までの利息金並びに遅延損害金につき、清算株式会社の債務を免除する。
2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

管財人辞任

平成２１年（ミ）第１８号
東京都中央区八重洲２丁目10番10号
更生会社　パシフィックホールディングス株式会社
平成２１年（ミ）第１９・２０号
東京都中央区八重洲２丁目10番10号
更生会社　株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント
管財人　前田　俊房は平成22年６月30日辞任した。
平成22年６月30日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第８１号
愛知県名古屋市緑区鳴海町字横吹51番地
再生債務者　株式会社鳴海カントリー倶楽部
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目８番５号新宿御苑室町ビル５階　三宅・今井・池田法律事務所　弁護士　竹村　葉子
平成22年７月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第８２号
群馬県太田市泉町1454番地
再生債務者　有限会社臼田樹脂製作所
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区神田小川町２丁目２番地８　天下堂ビル４階　上條・鶴巻法律事務所　弁護士　鶴巻　　暁
平成22年７月６日
東京地方裁判所民事第20部